

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫瘍が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症*	

* 「その他の感染症」とは溶連菌感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、ヘルパンギーナ 等